合意書

国立病院機構鹿児島医療センターと保険薬局名称：

は、院外処方箋における照会について、下記の通り合意した。 なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上同意を得てから行うものとする。

記

１ 院外処方箋における問い合わせの運用について，国立病院機構鹿児島医療センター「院外処方箋における調剤変更に関する事前合意のプロトコル」に記される，以下の場合に原則として処方医への照会を不要とする。

①成分名が同一である先発品/後発品への銘柄変更

②剤形の変更

③別規格製剤がある場合の処方規格の変更

④湿布薬や軟膏での包装単位変更

⑤取り決め範囲内での日数の適正化

（残薬調整及び隔日投与指示等の日数調整）

⑥一般名処方における別規格・類似剤形の先発品への変更

⑦患者の希望等で行う半割、粉砕、混合あるいは一包化調剤

⑧週1 回、あるいは月1 回内服のビスホスホネート製剤およびDPP-4 阻害剤の処方日数の適正化

⑨患者の希望等で行う消炎鎮痛外用剤における、パップ剤からテープ剤への変更、またはその逆

⑩外用剤の用法（適用回数・適用部位・適用タイミング）が口頭指示されている場合の用法追記

⑪患者の希望等で行うエンシュア・H、アミノレバン等における味の変更

２ 開始時期について

年 月 日　　　　　　　より開始とする。

３ 合意の解除、内容の変更について

 合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

以上

年 月 日

所在地 〒892-0853鹿児島市城山町８番１号

名称 国立病院機構鹿児島医療センター

代表者 　院長 　西尾善彦 　　　　　　　　　　　　　　　　印

所在地

保険薬局名称

管理薬剤師氏名 　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　印